

金文通解

楚季鐘

山 田 崇 仁

器名 楚季鐘

時代

- 西周中期前段 (⑩劉彬徽)
- 西周中晚期之際 (②荆楚網に見える李伯謙言・⑫郭德維・⑬張昌平)
- 西周晚期 (⑧武家壁・⑨李學勤)

出土

- ① 三峡晚报：枝江白洋工地出土十一件編鐘 距今約三千年歷史
<http://sxwb.cnhubei.com/sxwb/20120620/> (二〇一二年六月二十日)
- ② 宜昌政府門戶網站：萬福瑤遺址考古發現新聞發布會
http://www.yichang.gov.cn/art/2012/8/17/art_5785_374903.html
(二〇一二年八月十七日)
- ③ 新華網：湖北宜昌發掘一批西周中晚期文物 填補楚文化研究空白
http://www.hb.xinhuanet.com/2012-08/17/c_112763477.htm
(二〇一二年八月十七日)

本稿執筆時点での本遺跡並びに出土物に関する情報については、その大部分をインターネット上に掲載されたものが占める(何れも二〇一五年二月十日閲覧)。

第一報と思われる地元夕刊紙①三峡晚报の記事によれば、二〇一二年六月十八日に湖北省宜昌市枝江市白洋鎮萬福瑤村で進められていた工業団地造成中に青銅器が出土し、それを切掛けに緊急發掘調査が行われ、三つの灰坑から編鐘十一件、青銅器(鼎)一件といくつかの陶器が發見された。二ヶ月後の八月十六日に行われた、北京大學・湖北省博物館・湖北省文物考古研究所の専門家による現場調査並びに記者会見についての報道が②宜昌政府門戶網站に掲載されている。この時点で、出土物が西周中晚期に属すること、また青銅器の銘文が早期の楚国についての歴史的重要な内容を含むことが指摘された。

發掘當時の状況や出土物の畫像は、以下のWebサイトに断片的に掲載されている。

- ④ 荆楚網：宜昌萬福瑤出土西周楚編鐘 湖北地區首現“楚季”鐘
<http://www.cnhubei.com/news/xw/hb/yc/201208/12190946.shtml>
(二〇一二年八月十七日掲載)

⑤ 荆楚網：湖北首次發現西周楚國國君用編鐘（圖）

<http://news.cnhubei.com/xw/wh/201208/t2191198.shtml>（二〇一二年八月十八日）

⑥ 中國社會科學在線：湖北首次出土西周楚國國君用編鐘

<http://www.csstoday.net/xwshuzixun/guononixinwen/20596.html>
（二〇一二年八月二十日）

⑦ 宜昌博物館：「宜昌萬福福編鐘出土及遺址初步勘探」『中國文物報』

（二〇一二年九月二十八日號）。なお、圖版については中國文物信息网にも掲載されている

<http://www.ccrnews.com.cn/plus/view.php?aid=14828>（二〇一二年九月二十六日）

⑧ 三峡晚报：“楚季”給我們講三〇〇〇年前的故事

<http://ctdsb.cnhubei.com/html/sxwb/20121203/sxwb1919206.html>
（二〇一二年十二月三日）

⑨ 武漢大學中國地域文化研究所：湖北枝江萬福福遺址發現西周楚編鐘

（珈聞著）
<http://www.wcc.whu.edu.cn/a/cwhkg/hubei/2013/0116/752.html>
（二〇一三年三月六日）

本稿では萬福福遺跡出土品の中から、「楚季」なる作器者銘を持つ

青銅器（以下「楚季鐘」と稱す）について検討を行うものである。

考釋

以下は、楚季鐘に関する論文である。

⑩ 李學勤：「試談楚季編鐘」『中國文物報』（二〇一二年十二月七日號）。

⑪ 武家璧：「楚季”其人與”楚季鐘”的年代」（復旦大學出土文獻與古文字研究中心）

http://www.gwz.fudan.edu.cn/srcshow.asp?src_id=1914（二〇一二年八月二十二日）

⑫ 郭德維：「楚季寶鐘之我見」『江漢論壇』（二〇一二年十一期）

⑬ 張昌平：「吉金類系——楚公冢鐘」『南方文物』（二〇一二年三期）

⑭ 劉彬徽：「楚季鐘銘文研究（發言提要）」（復旦大學出土文獻與古文字研究中心）

http://www.gwz.fudan.edu.cn/SrcShow.asp?Src_ID=1974
（二〇一二年十一月十一日）

⑮ 劉彬徽：「在荊州考古的回憶並論及楚季鐘與早期楚文化的探索」（荊州博物館編著『荆楚文物（第一輯）』科學出版社 二〇一三年 所收）

⑯ 劉彬徽：「楚季編鐘及其他新見楚銘銅器研究」（陳建明主編『湖南省博物館館刊』九輯 嶽麓書社 二〇一三年 所收）

⑰ 陳夢兮：「新出銅器銘文研究」安徽大學二〇一三年碩士論文

以下は本稿に關連する論文である。

⑱ 李學勤主編『清華大學藏戰國竹簡（壹）』（中西書局 二〇一二年）

⑲ 吉本道雅：「楚公冢鐘の周邊」（『泉屋博古館紀要』十三 一九九七年）

⑳ 吉本道雅：「號叔旅鐘」（『泉屋博古館紀要』三一 一九八六年）

②1 吉本道雅『中國先秦史の研究』（京都大學學術出版會 二〇〇五年）

器制

本稿で引用する青銅器並びに銘文著録書の略稱は以下の通り。斷代については、これらに記載されているものを目安として記載してある。

- 『斷代研究』：王世民／陳公柔／張長壽『西周青銅器分期斷代研究』（文物出版社、一九九九年）
- 『集成』：中國社會科學院考古研究所『殷周金文集成』（修訂增補本、中華書局、二〇〇七年）

- 『新收』：鍾柏生等『新收殷周青銅器銘文暨器影彙編』（藝文印書館、二〇〇六年）

● 林・林巴奈夫『殷周時代青銅器の研究』（吉川弘文館、一九八四年）

本稿執筆現在、楚季鐘の器影については、⑦宜昌博物館・⑫郭德維・⑬劉彬徽（カラー口繪畫像）に記載されている。楚季鐘を初めとする萬福嶺遺跡出土品については、インターネット上に畫像が複数掲載されているので、そちらも併せて参照されたし。別に、④荊楚網・⑦宜昌博物館・⑬劉彬徽に銘文附近の擴大圖が掲載されているが、④荊楚網は畫像の縱横比を間違つて加工している。また、何れの畫像も鼓部を含まないため、左下の一文字を確認することができない。本稿では、器影については⑦宜昌博物館のものを、銘文については⑦宜昌博物館（ただし鼓部に刻まれた末尾一字を缺く）及び⑧三峽晚報（拓本作業中のもの。全文を確認可能）のものを掲載した。



圖1：⑦宜昌博物館掲載の楚季鐘器影



圖2：左圖は⑧三峽晚報掲載のもの／右圖は⑦宜昌博物館掲載のもの

④ 荆楚網によれば、出土した編鐘は長い取手を持つ甬鐘であり、種類としてはⅠ～Ⅲ式の三つに分かれる。『斷代研究』の形式分類（Ⅰ～Ⅲ型）に沿えば、『斷代研究』Ⅰ型が萬福摺Ⅱ式に、同Ⅱ型が同Ⅲ式に、同Ⅲ型が同Ⅰ式に相當する（⑩劉彬徽による）。楚季鐘は萬福摺Ⅰ式に相當するため『斷代研究』のⅢ型となる。後述する紋様の特徴が『斷代研究』のⅢ型とほぼ一致するため、それで問題ないだろう。

ただし、楚季鐘の大きさについては正確な数値が確認できない。一應、⑥中國社會科學在線に他の編鐘と並べた畫像が掲載されており、そこに寫っている見學者や新聞などと比較することで大體の大きさは判断できる。そこからすると、大きいもので長さが約50cm、小さいもので約30cm程度に見うけられるが、楚季鐘が編鐘全體のどこにあるのかが不明なため、詳細な大きさは不明である。⑥中國社會科學在線掲載の畫像に出土した編鐘が掲載されているが、そのうち前列左から三つ目のものに薄く銘文らしきものが確認できる。これが楚季鐘であるならば、畫像に映り込んでいる新聞との比較で、縦が約65cm、最下部の幅が約40cm邊りではないかと推定できる。

紋様については、⑦宜昌博物館掲載の畫像で確認する限り、境界線を陰線で描き、篆部に夔龍紋が、鼓部に卷雲紋らしきものが、旋部に乳（丸形の突起狀裝飾）が確認できる。また楚季鐘か否かは判別できないものの、③荆楚網掲載の畫像からは甬部に蕉葉紋らしきものが見え、更に舞部にも紋様を持つものが確認できる。

斷代については、②宜昌政府門戶網站に掲載されている記者發表の時点で、西周中晩期という初步的見解が示されている。別に朱世學「巴

式編鐘的考古發現與研究」（『三峡大學學報』（人文社會科學版）二〇一四年五期）が戰國期とするが、他の出土遺物との比較において、本遺跡自體が西周より降ることはありえない。そのためこれ以上論ずるに足らないため、紹介するにとどめておく。

『集成』の年代觀を適用すれば中晩期全體で最大百年程度の期間があるが、上述のように本器をそのいずれに斷代すべきかについて議論が分かれている。多くの論者が中晩期の際とする中で、劉彬徽はそれをさかのぼる意見を提示している。劉彬徽説は複数の媒體に掲載されているが、ここでは最後發かつ詳細に議論されている⑩劉彬徽の記述を中心に検討することしよう。

まず、⑩劉彬徽は萬福摺Ⅱ式の編年を、『斷代研究』にⅠ型の類例として挙げられた器形との比較から、Ⅰ型の上限（陝西省寶雞市竹園溝M7出土編鐘）である西周早期偏晚（康昭の際）とする。これに對し、⑬張昌平は中晩期の際とする。Ⅰ型自體は上述のように西周早期の偏晚（林西周ⅡA）となるが、その類例である陝西省寶雞市竹園溝M7出土編鐘と萬福摺Ⅱ式を比べると、乳を配置して描かれた界線が前者は古拙であり、むしろⅠ型の下限である馭（虛）鐘（『集成』88～89）のそれに近い。

馭（虛）鐘を『斷代研究』では西周中期後半とする。本器は、「十又二年」の銘文を持つ大師虛殿（『集成』4251～4252 西周中期 林西周ⅡB）と作器者を同じくするものであり、同時期の作器としてよい（林巴奈夫は西周Ⅲに斷代する）。この「十又二年」について、吉本道雅「西周紀年考」（『立命館文學』五八六 二〇〇四年）は懿王

十二(前九一八)年とする。懿王期は西周ⅢAに相當するが、『斷代研究』では中期の後半となる。

従つて、馭(虐)鐘と近似する萬福壙Ⅱ式もまた西周中後期の際であるとする⑬張昌平の指摘が妥當となる。

『斷代研究』の斷代觀では、『斷代研究』Ⅲ型(萬福壙Ⅰ式)の上下限は、Ⅱ型と同じく西周中期を中心としてその前後に多少幅をとつたものとなる。『斷代研究』が類例として挙げる陝西扶風莊白一號青銅器窖藏出土陰線鐘は、同窖藏出土の癸關聯諸器が西周中期(林西周ⅡBⅡⅢA)であり、晉侯蘇鐘第一鐘(『新收』870)の斷代は諸説あるものの、王子初「晉侯蘇鐘的音樂學研究」(『文物』一九九八年五期)が西周康王期とする以外は、西周中期から晩期とする場合が多い。

⑭劉彬徽は王子初説と萬福壙Ⅰ・Ⅱ式の形態が類似するところから(Ⅱ式がⅠよりも遡る)、楚季鐘を西周前期偏晩に位置づける。しかし、萬福壙Ⅰ・Ⅱ式の類似という点からすれば、⑬張昌平の西周中後期の際という説も成り立つはずである。ただし、『斷代研究』がⅢ型の類例として挙げるのは、晉侯蘇鐘の乙型(第三〇八・十一〇十六鐘)であり、これらは西周中期もしくは後期に斷代されるもので、王子初も西周中期共王期に斷代するものである。従つて、楚季鐘を西周前期偏晩に位置づける⑭劉彬徽説は成立せず、⑬張昌平の西周中後期の際説や晩期初頭とする⑪武家璧説に従うべきだろう。

銘文

鉦部に三行十五字並びに重文符號一字、鼓部左下に一字を存する(隸

定は⑭劉彬徽による)。何れも刻銘である。上述のように、④荊楚網、⑦宜昌博物館、⑭劉彬徽に銘文の畫像が(何れも鼓部左下の一文字部を缺く)、また⑧三峡晚報及び⑫郭德維に銘文全體の拓本が掲載される。

本器が刻銘であるため、⑩李學勤や⑭劉彬徽のように後刻を疑うものもある。萬福壙遺跡出土編鐘が一セット中にⅠⅡⅢ式という複数の異なる形態を持つことからすれば、晉侯蘇鐘のように音階を基準に複数の異なる編鐘をとりまとめ銘文を後刻した可能性もある。ただし、遺跡の年代が先の編鐘とそれほど異ならないことからすれば、鑄造と後刻の時期はそれほど離れていないと考えられる。

楚季寶鍾(鐘)、𠄎(厥)

孫廼(乃)獻于公、＝

其邁(萬)年受(授)𠄎(厥)

福。

楚季寶鍾(鐘)

「楚季」について。何れも楚季を人名とする。それについては間違いないが、まずは楚季がいかなる人物かについて検討しよう。

⑩李學勤は「楚季」を作器者とし、その孫である「𠄎(厥)孫」が銘文を後刻し楚季を祀ったものとする。⑪武家璧は祖父である「楚季」を祀るために「𠄎(厥)孫」が作器したものとするが、「公」は「楚季」

であり「楚季公」と稱したのではないかとする。⑫郭德維も同じく、「平(厥)孫」が作器したものを祖父である「公」楚季に献上したものとす。⑬劉彬徽はこの三者を別人物とし、作器者を「楚季」の裔孫である「平(厥)孫」とし、當代の楚國君たる「公」に献上したものとす。

まず、「楚」について。論者は何れもこれを先秦の諸侯國の一つである楚國を指すとす。それで問題ない。従って楚季は「國號十伯仲叔季」の關係となる。「伯仲叔季」が行次すなわち輩行を指すことは間違いだが、問題はどの順序かについてである。従來の説では、楚季を楚國君あるいはそれに關係の深い人物であるとし、文獻や出土文字資料に、楚國君に「季」を持つ人物を求めようとする。

例えば⑩李學勤は、本器並びに銘文の斷代から楚國君季徇すなわち熊徇であるとする。⑫郭德維も同じく熊徇とする。⑬劉彬徽は、⑭李學勤主編所收の『楚居』に見える「麗季」を『史記』楚世家に記される楚國君熊麗とする(楚季を麗季＝熊麗とする)。⑮武家璧は、『史記』楚世家の所謂熊渠三子稱王傳説「乃立其長子康爲句亶王、中子紅爲鄂王、少子執疵爲越章王(乃ちその長子康を句亶王と爲し、中子紅を鄂王と爲し、少子執疵を越章王と爲す)」に見える少子執疵(熊渠の末子＝季子)とする。この兩説のうち、⑯劉彬徽は斷代の面から支持し得えず、また⑮武家璧が根據としてあげる熊渠三子稱王傳説については、⑰吉本道雅で既に後代の假託であることが指摘されており、こちらでも支持できない。實際、上記『楚居』に熊渠三子稱王傳説が見えないことも吉本の指摘を裏付けるものである。

そもそも、⑰吉本道雅が指摘するように、金文に見える「國號十伯仲叔季」の事例には「○個人の實際の行次」の場合と「○世襲稱謂に行次が含まれる」場合の二種類あり、「國名・行次」が○○いずれかを判斷することは、特殊な事例を除いて殆ど不可能なのである。

本論で問題とする楚については、後述する河南省浙川楚墓群出土青銅器銘文に見える「楚叔」が「個人の實際の行次」を示す可能性が高い事例が存在するが、同じく後述する「楚季」を有する「楚季荷盤」(『集成』10125 春秋)については、當該器の銘文のみから個人稱か氏族稱かは判斷できない。

従って、「國號十伯仲叔季」の構造を持つからといって、それが直ちに「世襲稱謂に行次が含まれる」事例に相當するとはいえないのであり、その逆すなわち「個人の實際の行次」であるか否かも、本器の銘文からでは判斷しかねるものとなる。

以上の検討の結果、本論では本器の「楚季」が「個人の實際の行次」であるか「世襲稱謂に行次が含まれる」であるかについての判斷は保留ということにする。「國號十伯仲叔季」という表現からすれば、楚季が楚國君の係累であることは間違いない。實際に彼が何者かについては、銘文の記述からでは國君であるのかそれとも一公子であるのかすら不明である。そのため、既存の研究のようにいたずらに文獻に當該人物を求めることはしない。

楚に限らないことなのかもしれないが、金文などの出土文字資料に見える人名をやたらと傳世文獻に見える人物に當てはめようとするきらいがある。それは、青銅器の斷代や文章の内容理解を妨げること

もなにかねない。出土文字資料と傳世文獻の名前が一致することがあれば確かに喜ばしいことではある。しかしそれは僥倖なのであり、いたずらに當てはめようと前のめりになる態度こそ慎むべきだろう。

「寶鍾（鐘）」について。「寶」はその構成要素である玉と缶が、楷書體とは左右逆の配置になっている。「鍾」もまた、楷書體の偏旁とは左右逆となっている。

熟語としての「寶鍾（鐘）」は、西周中期（叔（叔）鐘）『集成』38、39 林西周Ⅲ）及び晚期（叔專父盃）『集成』4454～4457）の用例が、春秋期以降は春秋晚期（齊靈公期）の叔尸鐘（『集成』272～278、279～284）に「寶鍾」の用例が知られる。銘文の刻された時期を推定する上で、一つの参考となる。

「楚季寶鍾（鐘）」の四字について。⑩李學勤は「楚季が作った寶鍾」と解すが、後文の「卒（厥）孫迺（乃）獻于公」を踏まえ、⑪武家壁や⑫郭德維の述べるように「楚季に獻ずる寶鍾」の意に解すべきだろう。

卒（厥）孫迺（乃）獻于公

「卒」について。『說文解字』卷十二「木本。從氏。大於末。讀若厥。」に從い、「厥」の音通と見なし、『爾雅』釋言「其也。」に從って、代名詞の「それ」として解釋する。『尚書』の「厥」を隸古定本が「卒」で記すことも傍證となる（一例として、東洋文庫藏初唐抄本『古文尚書』卷第三夏書禹貢篇を参照されたし）。

http://124.33.215.236/zenpon/zenpon_read.php?FolderName=10-996&TargetPage=1。

「卒（厥）孫」は、その殆どが「卒（厥）孫子」の形で使用される。大克鼎（『集成』2836 西周晚期 林西周ⅢB）に「卒（厥）孫」の例があるが、用法としては「卒（厥）孫子」と同じ。春秋期以降には類例を見ない。本器や銘文の時期を知る上で一つの手がかりとなる。楚季と「卒（厥）孫」の關係については、上述のように⑩李學勤・⑪武家壁・⑫郭德維は祖父と孫とし⑬劉彬徽は裔孫とする。子孫と明記していないことからすれば、前者に従うべきだろう。

「迺」は『爾雅』釋詁「郡、臻、仍、迺、侯。乃也。」とあるように、「乃」と通ずる（何れも『廣韻』泥母海韻、上古音「之」部）。本論では、副詞の「すなわち（このようにして）」の意」と解釋する。

⑭劉彬徽が「于」と隸定する字について。⑪武家壁は「工（貢）」とする。⑦宜昌博物館掲載の畫像では判讀し難いが、⑧三峽晚報掲載の畫像では縦線が下の横線より突き出ているように見える（同じ畫像を使用しているとおぼしき⑯陳夢兮掲載の方が、より突き出た縦線が確認できる）。また語彙の面からしても、「獻于」が多友鼎（『集成』2835 西周晚期）など西周晚期に見える語彙であるのに対し、⑪武家壁が熟語として解釋する「獻貢」は西周金文に類例が無い。なお、『集成』が西周初期に斷代する麥盃（『集成』9451）に「嗚于」と釋されてきた文字列を、楊文山「青銅器麥盃與“邢侯征事”——兩周邢國歷史綜合研究之四」（『文物春秋』二〇〇四年二期）は「獻于」であるとす。新解釋自體は興味深いものだが、本器の斷代について問題があ

る。楊氏も『集成』と同様西周初期のものとするが、林巳奈夫編年では西周Ⅲである。器形の特徴や本器以外の「獻于」の用例が西周晩期以降であることからすれば、斷代については林巳奈夫編年に従うべきだろう。

更に傳世文獻には類例がなく、この二字が連なるものですら戰國後期に成書が推定される『禮記』射義「諸侯歲獻貢士於天子（諸侯歳に獻するに士を天子に貢ず）」にまで使用が降るため、西周期に使用された語とすることはできない。このように、文脈の點からしても、⑯劉彬彬の「于」とする隸定が妥當であることが裏付けられる。

「公」について。⑪武家璧は、「楚季」を「公」と同一人物と認めて「公」を少子執疵とするが、上述のようにこれは指示できない。⑫郭德維は作者熊徇がその祖父である楚國君熊延（＝公）在位中に彼に献上したものとす。⑬劉彬彬は「楚季」と「公」とを別人とし、銘文が後刻された西周中期晩段の楚國君とするものの、具體的に誰であったのかについては斷定しない。

實際、楚國君が西周晩期に「公」を稱したことは、「楚公逆罇」（『集成』106 西周晩期 林西周Ⅲ）、同（『新收』659 西周晩期）「楚公逆鐘」（『新收』891～896 西周晩期）、同（『新收』897、898 西周晩期）、「楚公爰鐘」（『集成』42 西周中晩期、『集成』43、44、45 西周中晩期）に明らかである。⑭吉本道雅によれば、楚公逆は熊罈（前799～前791）、楚公爰は若敖熊儀（前790～764）（兩君の在位年は『史記』十二諸侯年表を單純に西曆換算したものを記す）となる。しかし、この「公」は君主號としてのものではなく、祖父を指す言葉として用い

られているものだろう。従って、君主號について考慮に入れる必要は無い。

また、⑫郭德維のように「公」を現在の君主であると解する、即ち「公」に本器を献上した結果、「公」に福が降ると解するのも問題である。この場合、福を降す主體が誰なのか、またどのような理由で「公」に福が降るのかが不明となるからである。やはり物故した祖父である「公＝楚季」に献上した寶鐘を使って儀禮をし、その結果として「公」が福を授けるという意味に解釋した方が理解しやすいだろう。

公其邁（萬）年受（授）卒（厥）福。

「其邁（萬）年」について。「邁」は「萬」に通ず。「其邁（萬）年」は金文の常用語。西周から春秋期に至るまで廣く使用された。

「卒」字について。⑪武家璧は「又」と隸定して「佑（たすける）」の意に解す。また、⑩李學勤は「率」と隸定して「厥」の意に解す。當該字について、④荆楚網及び⑦宜昌博物館掲載の銘文を見る限り一行目末尾の「卒」と同字形であり、⑯劉彬彬の「卒」とする隸定に従うべきだろう。既知の金文の句法でも「萬年受卒……」には類例（高卣）『集成』5431 西周早期）が知られるが、「萬年受又……」についてはそのような例が見られないことも、⑯劉彬彬の解釋が妥當であることを裏付ける。

「受卒福」では用例が知られないが、類例たる「受福」では命父誼殷（『集成』3925、3926 西周晩期）・號季鐘（『新收』1、2、3、

↳ 西周晚期)などのほか、春秋期のものにもいくつか用例を見る。「受」については、「受ける」と「授ける」の両義で解釋可能である。⑫郭德維⑬劉彬徽は「公」が「福を受けるように」と解するが、これは上述するように、祖先であり祀られる対象である「公」が、「卒(厥孫)」を初めとする一族に「福をお授けくださいますように」と解釋すべきである(「公」が福を授ける側である)。

従来、楚國形成史を語る上で、古都丹陽が何處に存在したかが問題となってきた。その中で有力だったのが河南省浙川説と湖北省宜昌説である。近年の考古發掘の成果や『楚居』に見える地名の分析から、ここ數年は河南省浙川説が有力となってきたが、西周中晩期の際頃に埋葬された青銅器(現状楚關聯青銅器として最古のもの)が宜昌から發掘されたことは、古都丹陽研究に新たな扉を開くものとなった。現在では、インターネット上の報道や小論が情報や議論の中心となっているが、今後論文や報告書が公刊された際には、また本器や楚國形成史に関する新たな議論が展開されることを期待するものである。

訓讀

楚季寶鐘、厥の孫、乃ち公に獻ず。
公其れ萬年厥の福を授けんことを。

現代語譯

楚季に捧げる寶鐘。その孫が、斯くして先公たる楚季に献上する。

公は萬年その福を子孫にお授けくださるよう。

參考

- 「楚十伯仲叔季」の組み合わせを持つ銘文としては、以下の例がある。
- 楚叔之孫棚(「楚叔之孫棚鼎」『集成』2357 春秋晚期／「棚鼎」『新收』410⁺ 411 春秋晚期)
 - 楚叔之孫以鄧(「以鄧匜」『新收』404⁺ 406 春秋中期)
 - 楚叔之孫克黃(「鑲嵌紅銅青銅豆」⑭汪濤114 春秋晚期～戰國早期) 器名・著錄並びに斷代については、何れも⑮葛亮掲載のものに従う)
 - 楚叔之孫途爲(「楚叔之孫途盃」『集成』9426 春秋晚期)
 - 楚季苟作媵盥盤(「楚季苟盤」『集成』10125 春秋)
 - ⑯山田崇仁「浙川下寺春秋楚墓考——二號墓の被葬者とその時代——」『史林』八〇—四、一九九七年)
 - ⑰汪濤『玫茵堂藏中國銅器』(Chinese Bronzes from the Meiyintang Collection) Paradou Writing Ltd' 二〇〇九年 未見
 - ⑱葛亮「《玫茵堂藏中國銅器》有銘部份校讀」(復旦大學出土文獻與古文字研究中心) 在線: http://www.gwz.fudan.edu.cn/StrShow.asp?Src_ID=1012 二〇〇九年) ⑲汪濤所收の銘文の畫像並びに拓本を採り上げ、解釋を行ったもの。
 - ⑳何浩「季苟盤與楚季氏」(『荊州師專學報』一九九三年四期)
 - ㉑李零(「楚國銅器銘文斷代匯釋」『古文字研究』十三 一九八六年)
 - ㉒鄒芙蓉「楚系銘文總合研究」(巴蜀書社 二〇〇七年)

このうち、「楚叔之孫働」が『春秋左氏傳』に見える春秋中期の令尹「蔣（蕩）子馮」であることについて、^②山田崇仁で既に述べた。「楚叔之孫克黃」については、同名の「克黃」が記される青銅器として、浙川和尚嶺M1出土のそれが知られる（『新收』439、500）。浙川和尚嶺出土のものについては、賈連敏「浙川和尚嶺、徐家嶺楚墓銅器銘文簡釋」（『浙川和尚嶺與徐家嶺楚墓』付録一所收）は、『春秋左氏傳』宣公四年に見える「鬬克黃」とし、本器の斷代もそれにもとづいて春秋早期とする。

ただし『新收』は兩器を春秋晚期に斷代し、加えて『浙川和尚嶺與徐家嶺楚墓』の斷代では、和尚嶺M1と同M2は春秋晚期の夫婦異穴合葬墓とされ、鬬克黃の時代とは合わないという問題がある。これに加えて、和尚嶺M2から「蕩子受」銘の青銅器が出土することからすれば（『新收』505、507、513～516、520、524、525、527～529）、M1被葬者も蕩氏の關係者であることが明らかである。^②山田崇仁で指摘したように、浙川一帯が蕩氏一族の墓群の可能性が高いことを踏まえれば、上記^②汪濤所收の「楚叔之孫克黃」が和尚嶺M1からの盗掘品であり（M1は一九八九・九〇年にそれぞれ盗掘を受けている）、M1被葬者も「楚叔之孫克黃」であるとして問題ない。

従って、鬬克黃とは同名の別人であり春秋晚期の人であると考えられる。それに加えて、上記のように和尚嶺M1とM2が夫婦墓であるとする指摘及び「蕩子馮＝楚叔之孫働」という^②山田崇仁の結論、また「楚叔之孫」が春秋中期から晩期にかけて見られるという事實を踏まえると、「楚叔之孫」は蕩氏が氏族稱的稱謂として使用していたと

考えられる。

従って、河南省浙川楚墓群より出土した青銅器銘文の「楚叔」は、個人の行次を指すものとなる。

「楚季苟」を作器者とする「楚季苟盤」（『集成』10125 春秋）については、^⑤何浩・^⑥李零・^⑦鄒英都いずれも春秋早期とする。^⑥李零・^⑦鄒英都は器形や銘文の文體を、^⑤何浩は系譜資料との一致をそれぞれ根據とする。根據としては前者がより説得力を持つが、兩者の斷代時期が同じであるため、斷代については問題とはならない。

^⑤何浩は「楚季」を氏族稱とする。確かに、「楚季氏」なる姓がいくつかの文獻に記載される。

「楚季者、王子敖之曾孫也。」（『潛夫論』志氏姓）

「楚季。『世本』楚若敖生楚季。因氏焉。」（『元和姓纂』卷六）



圖3：楚季苟盤銘文（『集成』より）

⑤何浩はこれら文献の記述に加えて、本器の斷代である春秋早期を踏まえて結論を導き出したものである。

しかし上述のように、⑩吉本道雅は金文の「國號十行次」という表記のみでは、個人名か世襲の稱謂かを判別することが難しい点を指摘する。實際、この文面だけでは「楚の季子である苟」なのか「楚季氏の苟」なのかを判断しかねるため、本論では個人稱であるか氏族稱であるかについての結論は保留とする。

本稿は、科學研究費補助費／基盤研究（B）「情報化時代における中國學次世代研究基盤の確立」（課題番號23320010）による研究成果の一部である。

また、本稿執筆に当たっては、漢字學研究會での發表に際していただいた故木村秀海先生を初めとする會員諸賢による意見が参考になった。ここに感謝を致す次第である。

（立命館大學非常勤講師）

